# 重安全かわら版

令 和 4 年 3 月 茨城県警察本部交通総務課

NO. 9

春の全国交通安全運動の実施

4月6日(水)~4月15日(金)

## スローガン 小さな手 大きくあげて わたろうね

*運動の重点(1)* 子供を始めとする歩行者の安全確保

横断歩道は歩行者優先です。 横断しようとする歩行者などがいる 場合は、必ず手前で一時停止する法的義務があり、違反者は取締りの 対象となります。

4月以降、小学生の歩行中や自転車の交通事故は全国的に増加する傾向 があります。子供などのそばを通る場合は、急な飛び出しなどに備えて、 十分にスピードを落としましょう。

車を運転する方は、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」 の気持ちを持って運転しましょう。





### *連動の直点(2)* 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

歩行者の交通事故は、夕方から夜間にかかる時間帯に最も多く発生し ています。

夕方付近が暗くなる前にはライトを点灯し、先行車や対向車が いないときは、積極的にハイビームを活用しましょう。

昨年中、茨城の飲酒運転による死者数は全国ワーストです。

飲酒運転は、車の運転者だけではなく、車両の同乗者や酒の提供者にも 厳しい罰則が定められています。飲酒運転は絶対に禁止です。



### 運動の重点 | | | 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

### 自転車も自動車と同じ車両です。

歩道では歩行者を優先するなど、交通ルールとマナー を守って利用しましょう。

イヤホンの使用やスマートフォンなどを操作しながら の運転は、違反です。

自転車に乗るときは、「自転車安全利用五則」を必ず 守りましょう。

万一の事故に備え損害賠償対応の保険などに加入しま しょう。

### 車 安 全 利 用

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外 車道は左側を通行 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止・夜間はライトを点灯

  - ・交差点での信号遵守と一時停止、 安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

今年の「春の全国交通安全運動」は、4月6日(水曜日)から4月15日(金曜日) までの10日間実施されます。

地域や職場、家庭等において、交通安全について考え、県民一人ひとりが、交通 ルールを守り、交通マナーの向上に努めることが、交通事故防止につながります。 交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。